

第 23 回熊本市景観審議会議事録（要旨）

日 時 平成 28 年 3 月 29 日（火）午後 2 時 00 分から午後 3 時 30 分

場 所 国際交流会館 4 階 第 3 会議室

出席者（委員）村上会長、出家委員、原田委員、田中委員、大脇委員、三角委員、木下委員、宮崎委員、濱田委員、安部委員、丸山委員、佐藤委員、本田委員、堀田補佐（緒方委員代理）

（事務局）肝付総括審議員兼次長、正源司開発景観課長、中嶋課長補佐、村上主幹兼主査、川崎技術主幹兼主査、村上技術参事、緒方主任主事

【議題】 屋外広告物条例に基づく規制地域の変更について

[諮問事項①]一般県道砂原四方寄線の一部区間の路端から 100m 以内の区域を第三種禁止地域に指定することについて

[諮問事項②]一般県道花園インター線の路端から 100m 以内の区域を第三種禁止地域に指定することについて

【概要】

議題について、事務局から屋外広告物条例に基づく規制地域の変更について説明後、審議を行った。

審議の結果、諮問のとおり決定した。

委員からの質疑応答については以下のとおり

（委員）現在許可地域である区域内の既存の広告物について、禁止地域の指定でどのような取扱いになるのか。

（事）屋外広告物条例の中で経過措置の規定があり、新たに規制をかける場合、耐久性があるものについては 3 年間、その他のものについては 1 年間の経過措置がある。

（委員）新たに供用開始する道路に規制をかける場合に、どのような道路にどのような規制をかけているのか。

（事）屋外広告物条例の中の、第 3 条の第 1 号から 16 号に禁止地域の規定があり、今回の規制は 12 号によるもので、広域から市街地へのアクセスを図る区間について禁止地域の規制をかけていくという考え方である。（資料 P 5（2）説明）

（委員）禁止地域では広告物の設置等を原則禁止するとあるが、禁止しない場合もあるのか。あるとしたらどのような場合か。

（事）広告物を全て禁止するわけではなく、自家用広告物や道標など掲出面積によっては認められるものもある。

（委員）訂正のあった道路境界と路端の違いについて知りたい。

（事）道路境界は道路敷と同じ取扱い、路端は道路舗装面（歩車道）の端という捉え方であり、直線的なエリアを指定するため、国のガイドラインにも示されている路端という表現に訂正したもの。

（委員）マルチビジョンなど点滅系の広告物が増えてきたが、そういう広告物の規定について検討したことがあるか、又今後する可能性があるか。

(事) 全国の景観行政の担当者会議の中で議論されており、先進地事例としては既に取り組んでいる自治体もある。今後、現状と照らし合わせながら検討していかねばならない課題と考えている。

【その他】 桜町地区再開発事業について（報告）

事務局より、技術的助言を踏まえた桜町地区再開発事業の建築計画について報告を行った。その後、計画についての質疑を行った。技術的助言を踏まえた計画となっていたため、反対の意見はなかった。その他個別意見は下記のとおり。

- ・ 建物が分節化され、圧迫感が減ったので良い。
- ・ 縦に分節化されていること、また屋根形状の変更によって、周囲と調和している。
- ・ 建物の全面がオープンテラスのようになっており、素敵な空間になっている。
- ・ 威圧感がなくなって良くなっている。
- ・ 分節化、階段状の形状でボリューム感が軽減されている。
- ・ 庇が出たことで、窓が小さく見えるのでヒューマンスケールに近づき、周囲の建物とより馴染む感じが期待される。
- ・ 色で目立つのではなく、ガラス面があることで周囲と調和しながらも、煌びやかな感じがしてよい。
- ・ 屋上庭園の樹木について、適切な管理をお願いしたい。
- ・ 市街地での大型開発では、緑地計画を立体的に行うことで、土地の有効活用を図れるし、面白いものとなる。市も有効活用について考えてもらいたい。
- ・ 審議会資料について、特に色彩は精度が高いものにしてもらいたい。視点場の説明資料があるとよかった。